

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第460号)

平成18年7月13日

横 情 審 答 申 第 460 号

平 成 18 年 7 月 13 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年3月2日まち西指第10422号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書（第〇〇〇〇号・平成
〇年〇月〇日交付）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書（第〇〇〇〇号・平成〇年〇月〇日交付）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書（第〇〇〇〇号・平成〇年〇月〇日交付）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年12月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 平成17年12月2日に異議申立人（以下「申立人」という。）から請求のあった開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容の欄」には、「建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書 第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日付 発行 請求人及び使用目的の総ての閲覧 西部建築事務所長 印」と記載されている。

「建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書第〇〇〇〇号」との文言、「平成〇年〇月〇日」との日付及び「西部建築事務所長」との文言から、平成〇年〇月〇日にまちづくり調整局西部建築事務所（当時。現在は、まちづくり調整局情報相談部情報相談課。以下「西部建築事務所」という。）において受け付けた「建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書」の控えが対象行政文書であると判断した。

当該文書は、申請書に添付され一対の文書として保管されているため、本件請求の対象となる行政文書の名称としては建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書となる。また、本件申立文書には、申立人が開示請求書に記載した「請求人及び使用目的」である申請者の氏名及び提出先の記載欄がある。

- (2) 申立人は「請求した外に文書があるはずで、それを開示を求める」との主張をしているが、申立人が開示請求書に記載している日付、番号及び西部建築事務所

長名並びに異議申立書の別添書類に記載している番号及び日付から特定される文書は本件申立文書しか存在していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 請求した外に文章があるはずでそれを開示を求める。
- (3) 担当者まちづくり調整局西部建築事務所指導調整課は、「全て」の閲覧に対し、「一部」と行政文書を偽造した。
- (4) 本件申立文書に記載してある中間検査と最終検査の文書が開示されていない。
建築確認に係る文書一切について開示を求める。本件申立文書には、建築確認済証番号、中間検査合格証番号等の記載があることから、中間検査と最終検査の文書が添付されているはずである。また、開示請求書に「総て」と記載していることから建築確認関係の文書もすべて特定すべきである。

5 審査会の判断

(1) 建築確認申請台帳記載証明書交付事務について

まちづくり調整局では、建築確認申請台帳記載証明書交付事務取扱要領（昭和58年7月1日制定。以下「要領」という。）に基づき、建築確認申請台帳、計画変更確認申請台帳、中間検査申請台帳及び完了検査台帳（以下「建築確認等台帳」という。）に記載されている内容についての証明書の交付事務を行っている。要領では、証明書の交付を希望するときは、申請人は所定の申請書に必要事項を記載のうえ、建築事務所長に申請する（平成17年度まで。現在は横浜市長に申請する。）とされており、証明申請書様式は様式1によると規定されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、西部建築事務所において個人から申請された建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書（様式1）及びこの申請に基づき交付された建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書の写しである。建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書には、日付、申請者住所、氏名、文書番号等が記録され、建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書の写しには、完了検査台帳の記載事項として、建築確認済証番号・年月日、建築物の概要、建築主等が記録されている。このうち、実施機関は、建築確認申請（計画通知）台帳記載証明申請書に記録さ

れた申請者住所及び氏名を非開示とし、その他の部分を開示している。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、申立人が本件請求の開示請求書に記載した文書番号、文書名及び交付日から、本件申立文書を本件請求の対象行政文書として特定したとしている。これに対し、申立人は、本件申立文書に中間検査等の文書が添付されているはずであり、また、開示請求書に「総て」と記載していることから建築確認関係の文書も特定すべきであると主張しているので、本件申立文書を特定したことの妥当性について以下検討する。

イ 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の名称又は内容として「建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書 第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日付 発行請求人及び使用目的の総ての閲覧 西部建築事務所長 印」と記載されている。この記載からは、平成〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号の建築確認（計画通知）申請台帳記載証明書が特定されていることは明らかであり、「発行 請求人及び使用目的の総ての閲覧 西部建築事務所長 印」との記載については、そのうちの閲覧したい項目を表したものと解することができる。一方、本件申立文書には、平成〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号の表示、申請者、使用目的及び西部建築事務所長が発行した旨の記載が認められるため、開示請求書に記載された請求内容を満たしていると考えことができ、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ 次に、本件申立文書に建築確認済証番号等の記載があること及び開示請求書に「総て」と記載があることから建築確認関係の文書も特定すべきであるとの申立人の主張について検討する。

本件申立文書には、建築確認済証番号、中間検査合格証番号等が記録されていることが認められる。しかし、本件申立文書は建築確認等台帳に記載されている内容を証明する文書であること及び建築確認等台帳の記載項目が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3の規定により建築計画概要書等に記載すべき事項等とされていることから判断すると、本件申立文書に建築確認関係文書が添付されているとは考えられない。また、前述のとおり、開示請求書には本件申立文書の名称及び項目が記載されているのみであり、この文言からは本件申立文書のほかに建築確認関係の文書を請求する趣旨であると読み取ることはできない。

したがって、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定したことは妥当であると判断した。

エ なお、申立人は異議申立書及び意見書に申立人宅に関する書類、写真等を添付し、建築物の検査が不正である旨の主張をしているが、当審査会は情報公開に関する審査を行う機関であり、建築物の検査の適否を判断することはできない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年3月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年3月15日	・第一部会で審議する旨決定
平成18年3月23日 (第81回第二部会)	・諮問の報告
平成18年3月23日 (第81回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年4月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年4月13日 (第82回第一部会)	・審議
平成18年4月14日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成18年4月21日 (第21回第三部会)	・諮問の報告
平成18年4月27日 (第83回第一部会)	・審議
平成18年5月11日 (第84回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年5月25日 (第85回第一部会)	・審議
平成18年6月8日 (第86回第一部会)	・審議